

第22期第20回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和6年5月14日（火）午後1時30分～午後2時30分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康
事務局：奥山 忍、本間 忠、保坂 芽衣、
農林水産部 水産漁港課：青柳 辰洋、南雲 祐紀

3 議事事項

- （1）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （2）まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （3）秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- （4）令和6年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）
- （5）その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第20回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は全員出席をいただいておりますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

桜が散って早くも田植えの時期になりつつあります。

秋田県広報やニュースによると秋田県は今年もクマが多く出没すると報道されました。皆様も注意するようお願いいたします。

秋田県漁業ではハタハタの漁獲が少なく、漁獲量全体が統計を取りはじめてから最低になるのではないかと報道されています。環境変化による要因と言われておりますが、ハタハタが獲れないため漁師の数も減少しています。

本日は今年度最初の会議となります。後ほど水産漁港課から今年はどうのような施策を行うかについても説明していただきたいと思います。

○事務局（奥山）

本日は、年度初めの委員会なので、水産漁港課長からも挨拶を申し上げます。

○中林課長

水産漁港課長の中林でございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度第1回目の秋田海区漁業調整委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、本日はお忙しいところにもかかわらず、ご参集くださり、また、日頃、本県水産業の振興や漁業調整にご尽力、ご協力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

加藤会長からもお話がありましたが、ハタハタ資源が低調にあるなかで、漁家経営に対しては、漁船用の燃油をはじめとしたエネルギーや資材価格の高騰が追い打ちをかけているほか、魚価の低迷や担い手不足など多くの課題があるところです。

一方では、そのような課題に立ち向かう動きとして、漁港内の静穏域を利用したサーモン養殖や、直売あるいはオンライン販売などに、若手漁業者が中心となった取り組みなど、未来につながる明るい話題も出てきているところです。

そのうち、養殖の取り組みに対して、県では、岩館漁港以外においては養殖可能性調査を実施することとしており、サーモンに加えて新たな対象種の安定生産と所得確保につながることを期待しております。

昨年末に漁業権の切り替えをしたばかりではございますが、今後養殖などの取組が進めば、将来的には区画漁業権として漁場設定することとなり、本委員会で諮問させて頂くこととなりますので、その時は改めてよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、秩序ある秋田県漁業を発展させるため、海区漁業調整委員会の皆様には、今後とも様々な場面で、ご意見を伺うことをはじめ、公平な立場で漁業調整に

ご協力して頂くこととなりますので、今後ともよろしくお願いいたします。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は鎌田委員と大竹委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鎌田委員、大竹委員

はい。

7 議事

議題1：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

それでは、議題1について説明させていただきます。

知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問文読み上げ）

今回の知事許可は、4漁業の公示を行うための諮問となります。試験操業に係る漁業、新規がそれぞれ2件です。

1 制限措置の内容の表ですが、上の段から説明します。漁業種類の名称は、小型機船底びき網漁業です。こちらは、天王地区の沿岸で二枚貝の資源回復を目的として、海底の浮遊堆積物の除去活動を見けた網を用いて行うため、試験操業として許可をするものです。

操業区域は海底清掃の実施区域とし、漁業時期は活動を行う9月1日から10月31日までの2か月間、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は10トン未満、許可又は認可すべき船舶の数は14隻とします。漁業を営む者の資格として、1 秋田県に住所を有する者、2 秋田県に漁船登録を有する10トン未満船舶の所有者又は使用者、3 操業区域にかかる第一種共同漁業権の行使権者又は免許権者の同意を得ている者とします。

2 段目の沖合ひらめ刺し網漁業は、男鹿北部地区における新規の募集です。制限措置の内容は一斉更新時と同じで、許可等すべき漁業者の数は2人です。

3 段目は、県南部地区におけるかれい刺し網漁業の新規募集です。こちらにも制限措置は一斉更新と同じで、許可等すべき数は1人です。

4 段目は、男鹿北部地区におけるたこつぼ漁業の試験操業です。本許可に向けた操業の検証として、操業区域は入道崎周辺の4海里以内の水深100～200mの海域としています。操業時期は令和6年6月1日から8月31日までの3か月で、許可等すべき数は2人です。本許可と異なる部分としては、操業区域を男鹿北部地区に限定していることと、漁業時期を1か月短い8月31日までとしております。

次に、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、小型機船底びき網漁業は、県公報登載予定日である令和6年5月21日から6月21日までとします。沖合ひらめ刺し網、かれい刺し網、たこつぼ漁業は、6月から操業ができるよう5月21日から28日までとし、期間を短縮しております。

3 その他、許可又は起業の認可の有効期間は、小型機船底びき網漁業は令和6年10月31日まで、沖合ひらめ刺し網、かれい刺し網は一斉更新した許可漁業との満了日を統一し、令和8年12月31日まで、たこつぼ漁業については令和6年8月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○工藤委員

追加の要望があったのでしょうか。

○事務局（保坂）

男鹿北部地区の沖合ひらめ刺し網漁業については一斉更新をした際、募集した数に2件満たなかったため、その2件について追加で募集を行いました。

県南部のかれい刺し網漁業については1件廃業があり、その分の新規の方の申請のため公示する予定です。

○加藤議長

他に質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題 2：まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 B 海域並びにまだら本州日本海系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題 2 について事務局から説明をお願いします。

○事務局（南雲）

それでは、議題 2 について説明させていただきます。（諮問文読み上げ）

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 B 海域並びにまだら本州日本海系群の知事管理漁獲可能量について、令和 6 年 7 月 1 日から始まる次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

3 ページをご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

都道府県別漁獲可能量は資源評価の結果を基に、過去 3 年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に毎年通知されます。また、次期管理年度は過去 3 年間の漁獲実績の基準が改定される年度になります。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理漁獲可能量は、漁獲量実績の基本シェアが 0.27% の状況から、都道府県別で上位 80% に入らず現行水準の継続となりました。ただ、基本シェアは前回の 0.04% から増加となっており、目安数量として、475 トンと示されました。

次に、ずわいがに日本海系群 B 海域の知事管理漁獲可能量は、漁獲量実績の基本シェアが 2.95% の状況より、22 トンと示されています。前回の基本シェア 4.33%、28 トンの漁獲量からは減少していますが、近年は 10 トンを超える漁獲量もない状況です。

次に、まだら本州日本海系群の知事管理漁獲可能量は、この後の議案 3 でもご説明しますが、令和 6 年 7 月より T A C 管理となり、ステップアップ期間となります。1 から 3 のステップがあり、1、2 の間は都道府県への数量配分は行われず、国全体での一括管理となります。そのため、まだらに関しては 3,260 トンの内数、というような表記となっています。

この通知を受けた告示案が 2 ページ目となり、国からの配分数量を秋田県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群漁業、秋田県ずわいがに日本海系群 B 海域漁業、秋田県まだら本州日本海系群漁業に配分しております。

まさばについては 475 トン、ずわいがにについては 22 トン、まだらについては 3,260 トンの数量となっています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

(なし)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（南雲）

(音読)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題３：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題３について事務局から説明をお願いします。

○事務局（南雲）

それでは、議題３について説明させていただきます。（諮問文読み上げ）

令和６年７月からＴＡＣ管理が開始となる「まだら本州日本海北部系群」について、秋田県の資源管理方針に追加するための改正についての知事からの諮問です。読み上げます。

２ページをご覧ください。改正の内容です。

マダラのＴＡＣ管理の開始により、表の左側、改正後の下線部分に別紙１－１１が追加となります。

また、これまでマダラは同方針の別紙３－１０で管理されていましたが、別紙１への移行に伴い、改正後の別紙３は１７までとなります。

３ページをご覧ください。

別紙１－１１の内容です。特定水産資源はまだら本州日本海北部系群になります。

２の（１）のイに、対象とする漁業を示しています。

秋田県に住所等がある者がまだらを採捕するすべての漁業が対象です。

５の「その他資源管理に関する重要事項」として、国の定める資源管理基本方針の本則第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行うとしています。

マダラについては令和６年７月から管理となりますが、いきなり数量管理を行うのではなく、ステップ１、２、３と段階的に数量管理の準備を行うこととなりました。

今回諮問予定のマダラは令和６年１月よりステップ１に進むこととなります。

具体的には、ステップ1や2の間中は各都道府県に具体的な数量配分は行われず、漁獲量報告体制の確立や、数量管理を行うにあたっての課題を検討する期間となります。

ステップ1、2を経て、数量管理の準備体制が整った後に、ステップ3、本格的なTAC管理を開始することとなります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○事務局（奥山）

説明があった資料について、補足で説明します。当日差し替えの資料3の3ページの4の部分について、事前配布資料においては漁獲可能量「特になし」と書いたところです。理由は令和5年12月にマダラに先行してウルメイワシ、カタクチイワシがTAC管理に移行し、その時の別紙の書きぶりを踏襲したところですが、水産庁と協議した結果、本県ではねらって漁獲していないウルメ、カタクチイワシと同様の「特になし」という書きぶりでは不十分ということとなり、別紙3-10に記載していた内容をここに記載したところです。今後内容に変更ない部分で、細かな修正が入る可能性があります、その時は事務局一任でお願いしたいと思います。

○加藤議長

ただいまの諮問について、補足説明を含めて質問等がありますか。

○大竹委員

マダラは秋田県にとって重要な魚種ですが、数量管理への移行、いわゆるステップ3になるのはいつ頃になるのでしょうか。

○事務局（南雲）

ステップ1～2までは、内数ということで秋田県の数量は明記されておらず、県別数量管理はステップ3からとなります。

○事務局（奥山）

ステップ3の数量管理になるまで3～4年の猶予があると思われます。正確な情報を今持ち合わせていないので、次回報告したいと思います。

○大竹委員

秋田県水産関係施策の概要によると、マダラは年間500トン程度獲られているので、それを下回る配分だと困ることになります。資源評価をどうするかということに関心があるところだろうけれども、県別の数量配分まで数年しかないとなれば、皆さん焦らないといけないのではないかという意味での質問でした。

○加藤会長

資料3の別紙関係のことについては、これはこうせざるを得ないところだろうと思いますが、大竹委員からも指摘があったとおり、マダラの数量管理に関しては皆さんもっとしっかりしないと大変なこととなるので、その辺について次回もっと詳しく報告して下さい。

○事務局（奥山）

分かりました。

○加藤議長

ただいまの諮問について、よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（南雲）

(答申案配布後、音読)

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題４：令和６年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題４について事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

それでは、議題４について説明させていただきます。

例年のことですが、秋田県と山形県の隣接する海域では、適切な漁場利用を図るため、両県のごち網漁業者が相互海域の入会について協定を結び操業しています。

協定は１年更新で、今年度は山形海区が協定の事務を行うこととなっており、資料のとおり協定の締結について、山形海区会長から秋田海区会長あての文書が届いております。

現行の協定は、５月末に期間を終えることとなりますので、協定を更新し、引き続き適切な漁場利用を図る必要があると考えております。

新たな協定案についてご説明します。操業隻数、操業海域、操業期間等の内容については変更がなく、第７の協定期間のみ「令和６年６月１日から令和７年５月３１日まで」と変更しております。

本来であれば、協定締結前に両海区の委員が集まり、入会協定会議を開催して締結の手続きをするものですが、近年は事前にそれぞれの海区で協定内容を審議いただいて書面で協定を締結しており、今年度についても同様と考えております。

この協定の更新の可否、内容についてご審議をお願いします。

○加藤議長

ただいまの協議について、質問等がありますか。

○三浦委員

許可については、どちらかの県が出すことになるのでしょうか。

○事務局（奥山）

許可申請にかかる手続きは今回の資料1にあるような公示等の手続きを経て各県で手続きを行うこととなります。ごち網の操業区域については、「秋田県沖合域」という文言となっており、海面県境については両県で合致しているわけではありませんが、ごち網の入会については、資料4－2の裏の図のようにやろうということで調整ができていくということです。従って、許可の事務手続き等についてはそれぞれの県でやることになります。

○工藤委員

今やっている船の数は。

○事務局（奥山）

ごち網の許可は全県で13隻ですが、この入会操業協定に基づく操業実績はありません。

○加藤会長

前回と同様の内容ということでしたが、他に質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤会長

それでは、この内容で協定を結びたいと思いますので、この後の事務手続きよろしくお願いします。

○事務局（奥山）

補足で説明します。この協定に関連して7月前後に新潟・山形・秋田の3海区連絡協議会で検討することとしている提案事項や照会事項等取り上げる事案があれば、ご連絡いただきたくお願いします。

○加藤会長

3海区協議会で話してみたいことがあれば、次回の委員会まででよいので提案いただきたいと思います。

○加藤議長

それでは、次に移ります。

議題5：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○加藤議長

その他①について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について説明します。

資料は事前にお送りした「全国的に注目される洋上風力先進地・秋田の今」という資

料をご覧ください。1 ページは、県内全戸に配布されている県の広報紙「あきたびじょん」を抜粋し、一部最新情報を追記しています。

3 月以降の新たな情報として、3 月22日に八峰町及び能代市沖の事業者が決定しました。選定された事業者は、合同会社八峰能代沖洋上風力です。構成される会社はJRE（ジャパンリニューアブルエナジー）、その後社名変更し、ENEOSをはじめとするグループとなりました。運転開始の予定は2029年6月となっております。2 ページ以降は事業者選定のプレスリリースと、事業者の公募占用計画要旨の公表資料を参考まで配付しております。

新たな洋上風力の候補区域である秋田市沖については、4 月末までに漁業関係者の了解も得られたことから、促進区域の指定に向けた有望区域として県から国に情報提供を行ったところです。

先行する能代・三種・男鹿沖と由利本荘沖については、3 月18日に法定協議会が開催され、事業者から漁業影響調査の手法などについて報告されました。

由利本荘市、にかほ市沖が候補となっている浮体式洋上風力発電の実証事業については、6 月ごろに採択結果が公表される見込みです。

○加藤議長

ただいまの報告について、質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤議長

それでは次に移ります。

② その他

○加藤議長

その他②について事務局、委員の皆さんから何かありますか。

○事務局（奥山）

特にありません。

8 その他

○加藤議長

その他について、事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

秋田・山形・新潟の3海区の連絡会議について、令和5年8月に山形県酒田市で開催しました。今年は秋田県で開催予定となります。これまで平成27年ににかほ市、平成30年に八峰町で開催していますが、事務局としては、集まりやすい秋田市で開催がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

(意義なし)

○加藤会長

秋田市開催で計画してください。

他に何かありますでしょうか。

9 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第20回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了